

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成 29 年 3 月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

9. シンガポール

(1) 認証・証明マークに関する特別な保護制度の概要

証明標章制度により保護される。

(i) 定義

シンガポール商標法第61条に下記のとおり規定されている。

第61条 「証明標章」:

- (1) 証明標章とは、次の商品又はサービス、すなわち、
- (a) 業として取り扱われる又は提供されるもの、及び
 - (b) 原産地、材料、商品の製造方法又はサービスの履行方法、品質、精度その他の特徴に関して証明標章の所有者が証明したものを、
- 業として取り扱われ又は提供されたがかく証明されていないその他の商品又はサービスと区別するために用いる又は用いることを意図する標章を意味する。

(ii) 証明商標の識別性に関する特別の規定

証明標章の識別性について、読み替え規定が存在する。

シンガポール商標法 附則2 第2項 証明標章を構成する標識:

証明標章に関し、第2条(1)の「商標」の定義における、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、その他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスを区別することは、業として取り扱う又は提供する商品又はサービスで第61条(1)(b)にいう方法で証明されたものと、かく証明されていないものとを区別することと解釈する。

(iii) 主体要件

- ・その所有者が証明された種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいる場合は、登録されない(附則2 第4項)。
- ・出願人が同一の商品又は役務に関して「通常の」商標を有している場合は、出願人が「通常の」商標を有しているという事実は、この者がこれらの商品及び役務に関する取引を行っているという一見明白な証拠である(商標ワークマニュアル第16章第6節)。
- ・出願人が標章が登録される商品又はサービスを証明する能力を有すること(附則2 第7項(1)(b))

(iv) 証明標章の出願時に必要な提出書類

- ・標章の使用を規制する規約を登録官に提出する(附則2 第6項(1))
- ・提出しない場合、出願は取り下げられたものとみなされる(附則2 第7項(3))

(v) 使用規則の取り扱い

1) 規則に記載すべき項目(附則2 第6項(1)、商標ワークマニュアル第16章第9節9.2)

- ・標章の使用を許可された者
- ・標章によって証明される特徴
- ・証明する団体がその特徴を試験し、標章の使用を監督する方法
- ・標章の使用に関連して納付すべき手数料(もしあれば)
- ・紛争解決手続

2) 規則の審査(附則2 第7項(1))

- ・記載が上記要件を満たしていること
- ・公序良俗又は容認された道德倫理に反さないこと

3) 規則の公開

- ・規約は公告され、異議申し立ての対象となる（附則2 第9項）
- ・登録された証明標章の使用を規制する規約は、登録簿と同一の方法で公衆の閲覧に供される（附則2 第10項）。

(vi) 証明標章に係る権利の効力、第三者の正当な使用に対する調整規定

原産地表示に係る証明標章の所有者は、(特に、地名を使用する権利を有する者による)工業又は商業上の事項における誠実な慣行に基づいて標章又は表示を使用することを禁じる権利を有さない(附則2 第3項(2))。

(vii) 商標権者自身の使用の可否

- ・証明を受けた種類の商品又は役務の提供を含む事業に従事することはできない(附則2 第4項)。証明行為については使用できる。
- ・登録後に使用した場合は、取消事由となる(附則2 第15項(a))。

(viii) 商標権者の管理義務違反

所有者が標章の使用を規制する規約を遵守しなかった若しくはその遵守を保証しなかった場合は取消事由となる(附則2 第15項(c))。

(ix) 許諾によりマークを使用する者の取り扱い、不使用取消し

- 1) 許諾によりマークを使用する者を使用権者とみなす旨の規定、法定の実施権等の規定はない。
- 2) 許諾によりマークを使用する者は、損害賠償訴訟を提起できない(附則2 第13項反対解釈)。
- 3) 権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案される(附則2 第14項)。
- 4) 許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消しを免れると解される。許諾によりマークを使用する者が証明商標を使用している場合には、マークの権利者が、当該証明商標によって当該商品又は役務を証明しているということだと推定される。

(x) 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

通常商標と同一である。

(xi) 出願料、更新料(オンライン)

通常商標と同一である。

登録出願料：一区分あたり341シンガポールドル

登録更新料：一区分あたり250シンガポールドル

(2) 地理的表示のみ・品質表示のみからなる商標を証明標章として登録する場合の考え方**(i) 商標法における地理的表示に関する特別な取扱い**

- ・商品若しくは役務の原産地を表すために取引上役立つ標識又は表示のみからなる商標は登録できない(第3条(1)(c))。ただし、証明標章としては登録されうる(附則2 第3項(1))。

(ii) 記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由とその例外規定

- ・原産地表示又は品質表示のみからなる商標は、原則として記述的商標としての絶対的拒絶理由に該当する（第7条(1)(c)）。
- ・ただし、使用により識別力が獲得された場合は、登録され得る（第7条(2)）。

(iii) 証明商標の記述的商標（品質、地名）に関する絶対的拒絶理由の例外

- ・原産地表示の証明標章としてであれば登録され得る（附則2 第3項(1)）

(iv) 記述的商標（品質、地名）について、証明商標であれば登録を認める場合に特有の識別性の考え方

- ・特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考えることにより、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できるとするのであろう⁵⁷。

(3) 独自の地理的表示保護制度及び両者の関係

(i) 独自の地理的表示保護制度

地理的表示法（1998年）⁵⁸

(ii) 商標法における調整規定

規定なし。

(iii) 独自の地理的表示保護制度における調整規定

地理的表示法において、地理的表示の保護は登録によることなく行われるところ、地理的表示法第12条は、同法による保護は、商標法又は詐称通用（パッシングオフ）に関する法に基づく保護に対して影響を及ぼすものではないと明記している。

⁵⁷ 資料編 I-2（海外質問票調査）

⁵⁸ 国会が2014年4月14日に地理的表示法を通過させ、これが施行されれば従前の1998年地理的表示法に取って代わる。現時点では、新法はまだ施行されていない（資料 I-2（海外質問票調査））。

海外質問票調査（証明商標）⑨シンガポール

1. 商標法（商標制度を規定した産業財産権法）における「認証・証明マーク」の保護

貴国において、「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度（証明商標制度又はその他の「認証・証明マーク」を保護し得る制度）の詳細について、下記項目ごとにご回答ください。

1-1. 定義・規定等の関連条文について

(1) 貴国の証明商標制度（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の定義・規定の条文は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

(2) 政令、審査基準等でより具体的に記述されている項目については、その内容について、追加で記入ください。

表1. 証明商標制度に関する定義・規定等

項目	条文・規定等
1 証明商標の定義	第61条 「証明商標」 (1) 証明商標とは、次の商品又はサービス、すなわち、 (a)業として取り扱われる又は提供されるもの、及び (b)原産地、材料、商品の製造方法又はサービスの履行方法、品質、精度その他の特徴に関して証明商標の所有者が証明したものを、 業として取り扱われ又は提供されたが証明されていないその他の商品又はサービスと区別するために用いる又は用いることを意図する商標を意味する。
2 証明商標の保護対象に関する特別な規定	附則2 パラグラフ3(1) 「原産地表示」 3. (1)第7条(1)(c)に拘らず、商品又はサービスの原産地を指定するために取引で使用する標識又は表示で構成される証明商標は、登録することができる。
3 出願人の主体要件	附則2 パラグラフ4 「標準所有者の事業の性質」 4. 証明商標は、その所有者が証明された種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいる場合は、登録されない。 附則2 パラグラフ7(1)(b) 「規約の承認等」 7. (1)証明商標は、次の場合でなければ登録されない。 (b)出願人が標章が登録される商品又はサービスを証明する能力を有すること 商標ワークマニュアル第16章第6節 証明商標は、権利者がその証明を受けた種類の商品または役務の提供を含む事業に従事している場合には、登録されないものとする（商標法附則2第4パラグラフ）。換言すれば、出願人は、自身が証明を行っている対象と同じ商品または役務を提供してはならない。 証明商標の権利者は、当該商標の付された商品または役務が満たさなければならない基準を設定し、規制する責任を負う。したがって、出願人は、この責任を効果的かつ恒常的に履行するために、当該商標の付された商品および役務の提供を行ってはならない。 したがって、審査官は、権利者の検索を行い、出願人が同一の商品または役務に関して「通常の」商標を有している場合（当該商標が同一であるか、類似しているか、異なっているかは問わない）には、商標法附則2の第4パラグラフに基づき拒絶理由を通知しなければならない。出願人が「通常の」商標を有しているという事実は、この者がこれらの商品および役務に関する取引を行っているという一見明白な証拠である。 この拒絶理由については、出願人が「通常の」商標を撤回もしくは放棄するか、当該商品または役務の取引を行っていないことを示す証拠（たとえば会社の定款書類、会社の事業案内）を提出するか、または証明を受けた商品または役務を含む事業に従事していないことを書面で確認するかした場合には、克服できる。 ただし、上記の立証が誤りであることが判明する場合、又は出願人が当該商品または役務に関する取引を開始したために上記の立証が誤りとなった場合には、（第三者からの出願により）取消理由や無効理由が存在することになる。
4 出願時に必要な提出書類	附則2 パラグラフ6(1) 「証明商標の使用を規制する規約」 6.(1)証明商標の登録出願人は、標章の使用を規制する規約を登録官に提出しなければならない。 附則2 パラグラフ7 「規約の承認等」 7.(1)証明商標は、次の場合でなければ登録されない。 (a)標章の使用を規制する規約が、 (i)6.(2)及び規則が課す更なる要件を満たすこと、かつ (ii)公序良俗又は容認された道徳倫理に反さないこと、並びに (b)出願人が標章が登録される商品又はサービスを証明する能力を有すること

		(2)証明商標の登録出願日後、所定の期間の末日前に、出願人は規約を登録官に提出し、所定の手数料を納付しなければならない。 (3)出願人が(2)を遵守しない場合は、出願は取り下げられたとみなされる。 商標規則 規則63 規約の提出 団体標章又は証明商標の登録出願日から9月以内に、出願人は次を登録官に提出する。 (a) 様式TM10、及び (b) 標章の使用を規制する規約の写し
5	使用規則に記載すべき項目	附則2 パラグラフ6(2) (2)規約には、標章の使用を許可された者、標章によって証明される特徴、証明する団体がその特徴を試験し、標章の使用を監督する方法、標章の使用に関連して納付すべき手数料(もしあれば)、及び紛争解決手続を示さなければならない。 商標ワークマニュアル第16章第9節 9.2 規約の内容 商標法附則2の第6(2)は、規約において要求される内容を定めている。すなわち、 • 標章の使用を許可された者 • 標章によって証明される特徴。 • 証明する団体がその特徴を試験し、標章の使用を監督する方法。 • 標章の使用に関連して納付すべき手数料（もしあれば）。 および、 • 紛争解決手続。
6	出願の審査 (1) 概要 (原則)	通常商標と同じ 第12条 「出願審査」 (1)登録官は、商標登録出願が本法の要件(本法に基づき制定された規則が課す要件を含む)を満たすか否かを審査する。 (2)(1)の適用上、登録官は、必要と認める範囲まで先の商標の調査を実施することができる。 (3)登録要件が満たされていないと登録官が認める場合、又は、要件を満たすために追加の情報又は証拠が必要とされる場合は、登録官は、出願人に知らせ、定めることができる期間内に、意見陳述する又は出願を修正する若しくは追加又はその他の情報又は証拠を提出する機会を与える。 (4)出願人が(3)にいう期間内に応答したものの、当該要件が満たされていることを登録官に納得させることができなかつた若しくは要件を満たすように出願を修正しなかつた、若しくは追加の情報又は証拠を提出しなかつた場合、又は所定の期間の末日前に応答しなかつた場合は、登録官は、出願を拒絶することができる。 (4A)出願人が(3)にいう時間内に応答しなかつた場合は、出願は取り下げられたとみなされる。 (5)登録要件を満たしていると登録官が認める場合は、登録官は、出願を認容する。
7	出願の審査 (2) 使用規則の内容 について審査	附則2 パラグラフ8(1)-(4) 8. (1)登録官は、7.(1)に記載する要件が満たされているか否かを検討する。 (2)これらの要件が満たされていないと登録官が認める場合は、出願人に通知し、登録官が定める期間内に意見陳述するか、修正した規約を提出する機会を与える。 (3)出願人が所定の期間内に応答したものの、これらの要件が満たされていないことを登録官に納得させることができなかつた場合、又はこれらの要件を満たすよう修正した規約を提出しなかつた場合は、登録官は、出願を拒絶することができる。 (3A)出願人が所定の期間内に応答しなかつた場合は、出願は取り下げられたとみなされる。 (4)これらの要件及び他の登録要件が満たされていると登録官が認める場合は、出願を認容し、第13条に従って手続を進める。 商標ワークマニュアル第16章第9節 9.1 規約の要件 証明商標の登録を申請する出願人は、出願日から9か月以内に、当該証明商標の使用に関する規約の写しを登録官に提出しなければならない（商標規則第63条）。提出しない場合、出願は取り下げられたものとみなされる（商標法附則2の第4パラグラフ(3)）。 出願人は、規約をまとめるために出願日から9か月よりも長い期間が必要である場合、期間の延長を申請することができる。商標法に基づくあらゆる期間延長と同様に、当該期間延長の申請は、様式CM5に必要な料金（もしあれば）を添えて行われる。請求には、なぜ期間延長が必要であるかを説明した適切な理由書を添付しなければならない（必要な場合であれば）。 参照の容易性と明確性のため、規約は、必要な情報を記載した一つの書類にまとめられることが望ましい（後述）。出願人は、規約に対する付属書および規約内の相互参照書としての補足書類を添付することができるが、これらの書類それ自

		<p>体は規約を構成することができない。</p> <p>9.2 規約の内容</p> <p>商標法附則2の paragraph 6(2)は、規約において要求される内容を定めている。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標章の使用を許可された者 ・ 標章によって証明される特徴。 <p>・ 証明する団体がその特徴を試験し、標章の使用を監督する方法。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標章の使用に関連して納付すべき手数料（もしあれば）。 <p>および、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紛争解決手続。 <p>付録Aは、規約が最低限度規定しなければならない事柄についての詳細を記載している。</p> <p>ここで、登録官が、規約について審査する際に、当該規約が公共の政策または道徳に反するものではないことを確保する役目を果たすという点に留意するべきである（商標法附則2の paragraph 7(1) (a) (ii)）。</p> <p>9.3 「規約の補正」</p> <p>出願人の提出した規約が法の定める要件を満たしていない場合、審査官は出願人に通知をし、一定期間内に表明を行うかまたは補正した規約を提出するための機会を出願人に与える。</p> <p>出願人が一定期間内に回答を行ったものの、上記要件が満たされていることについて審査官に確信させることができなかった場合、または上記要件を満たすように補正した規約を提出できなかった場合には、審査官は当該出願を拒絶することができる（商標法附則2の paragraph 8(2) (3)）。</p> <p>出願人が一定期間内に回答できなかった場合、当該出願は取下げられたものとみなされる（商標法附則2の paragraph 8(3A)）。</p> <p>補正した規約の提出は、様式TM10により、必要料金を添えて行わなければならない。様式TM10には、補正箇所を赤で示した補正した規約の写しを添付しなければならない（商標規則第64条）。</p>
8	登録要件 (1) 主体的要件	<p>附則2 paragraph 4 「標章所有者の事業の性質」</p> <p>4.証明標章は、その所有者が証明された種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいる場合は、登録されない。</p> <p>附則2 paragraph 7(1)(b) 「規約の承認等」</p> <p>7.(1)証明標章は、次の場合でなければ登録されない。</p> <p>(b)出願人が標章が登録される商品又はサービスを証明する能力を有すること</p>
9	登録要件 (2) 使用規則	<p>附則2 paragraph 7(1)(a) 「規約の承認等」</p> <p>7.(1)証明標章は、次の場合でなければ登録されない。</p> <p>(a)標章の使用を規制する規約が、</p> <p>(i)6.(2)及び規則が課す更なる要件を満たすこと、かつ</p> <p>(ii)公序良俗又は容認された道徳倫理に反さないこと、</p>
10	登録要件 (3) 標章についての拒絶理由	(3-1) 通常商標にも適用される原則規定
	(a) 絶対的拒絶理由	<p>第7条 「登録拒絶の絶対的理由」</p> <p>(1) 次のものは登録されない。</p> <p>(a) 第2条(1)の商標の定義を満たさない標章</p> <p>(b) 識別性のある特徴を欠く商標</p> <p>(c) 取引において種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくはサービスの提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を指定することができる標章又は表示で専ら構成される商標、及び</p> <p>(d) 現行の言語において又は誠実かつ確立した取引の慣行において慣例となった標章又は表示で専ら構成される商標（商標ワークマニュアル第4章参照）</p>
	(b) 絶対的拒絶理由の例外（使用等による識別性の獲得等）	<p>第7条 「登録拒絶の絶対的理由」</p> <p>(2) 登録出願日前に、なされた使用の結果、識別性のある特徴を実際に取得した場合は、商標は(1) (b), (c) 又は(d)により登録を拒絶されることはない。（商標ワークマニュアル第6章参照）</p>
	(c) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由	<p>第7条 「登録拒絶の絶対的理由」</p> <p>(1) 次のものは登録されない。</p> <p>(c) 取引において種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の製造若しくはサービスの提供の時期又は商品若しくはサービスのその他の特徴を指定することができる標章又は表示で専ら構成される商標、（商標ワークマニュアル第5章参照）</p>
	(d) 地理的表示を含む商標についての特別な拒絶理由 (c)の例外	<p>附則2 paragraph 3(1)</p> <p>3. (1) 第7条(1) (c)に拘らず、商品又はサービスの原産地を指定するために取引で使用する標識又は表示で構成される証明標章は、登録することができる。（商標ワークマニュアル第16章第3条 4.2、4.3項参照）</p>
	(3-2) 証明商標に関する特則	
	(a) 証明商標の識別性に関	<p>附則2 paragraph 2 「証明標章を構成する標識」</p> <p>2.証明標章に関し、第2条(1)の「商標」の定義における、ある者が業として取り扱う又は提供する商品又はサービスと、そ</p>

	する規定	<p>他の者がかく取り扱う又は提供する商品又はサービスとを区別することは、業として取り扱う又は提供する商品又はサービスで第61条(1)(b)にいう方法で証明されたものと、かく証明されていないものとを区別することと解釈する。（商標ワークマニュアル第16章第3条 4.1、4.2項参照）</p>
	(b) 証明商標に特有の拒絶理由	<p>附則2 paragraph 5 「標章は特徴又は意味に関して誤認を生じてはならないこと」</p> <p>5. (1) 証明標章は、公衆が標章の特徴又は意味に関して誤認する虞のある場合は、特に証明標章以外の何物かみなされる虞のある場合は、登録されない。</p> <p>(2) 登録官は従って、登録出願がなされている標章には、証明標章である旨の表示を含むよう要求することができる。</p> <p>(3) 第14条(3)に拘らず、当該要求を満たすように出願を補正することができる。</p> <p>附則2 paragraph 15 「登録取消の理由」</p> <p>15.第22条に定める取消理由とは別に、証明標章の登録は、次の理由に取り消すことができる。</p> <p>(a)所有者が4.に記載したような事業の営業を開始したこと</p> <p>(b)所有者が標章を使用する方法が、5.(1)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせたこと</p> <p>(c)所有者が標章の使用を規制する規約を遵守しなかった若しくはその遵守を保証しなかったこと</p> <p>(d)規約の補正がなされ、規約が、</p> <p>(i)6.(2)及び規則により課された更なる条件に合致しなくなったこと、若しくは</p> <p>(ii)公序良俗若しくは道徳に反するようになったこと、又は</p> <p>(e)所有者が、標章が登録される商品若しくはサービスを証明する能力がなくなったこと</p> <p>附則2 paragraph 16 「登録無効の理由」</p> <p>16.第23条に定める無効理由とは別に、証明標章の登録は、標章が4.、5.(1)又は7.(1)の規定に違反して登録されたという理由で、無効を宣言することができる。</p>
	(c) 証明商標に特有の拒絶理由	規定なし
	(b)の例外	
	(d) その他の特則	<p>附則2 paragraph 9</p> <p>9.規約は公告し、出願に異議申立をすることができるその他の理由に加えて、7.(1)に記載する事項に関して異議申立をなすことができる。</p> <p>附則2 paragraph 10 「規約は閲覧に供すること」</p> <p>10.登録された証明標章の使用を規制する規約は、登録簿と同一の方法で公衆の閲覧に供する。（商標ワークマニュアル第16章第9条参照）</p>
11	使用規則の公開	<p>附則2 paragraph 9</p> <p>9.規約は公告し、出願に異議申立をすることができるその他の理由に加えて、7.(1)に記載する事項に関して異議申立をなすことができる。</p> <p>附則2 paragraph 10 「規約は閲覧に供すること」</p> <p>10.登録された証明標章の使用を規制する規約は、登録簿と同一の方法で公衆の閲覧に供する。</p>
12	審査における使用規則等についての関係省庁への照会	規定なし
13	権利の効力	<p>通常商標と同じ。第26条及び第61条</p> <p>第26条 登録商標によって付与される権利</p> <p>(1)登録商標の所有者は、その商標が登録された商品又はサービスに関連して、次の排他権を有する。</p> <p>(a)その商標を使用すること、及び</p> <p>(b)他の者にその商標の使用を許諾すること</p> <p>(2)所有者は、自己の商標の侵害について、本法に基づく救済を得る権利を有する。</p> <p>(3)登録商標の侵害となる行為は第27条に規定し、本法において登録商標の侵害というときは、相応に解釈する。</p> <p>(4)権利は、商標登録日より所有者に発生するが、</p> <p>(a)如何なる侵害訴訟手続も、当該商標が実際に登録された日前に開始することはできない。及び</p> <p>(b)第46条、第47条、第48条又は第49条に基づく如何なる違反も、商標が実際に登録された日前になされた事柄によっては成立しない。</p> <p>(5)商標が、権利の部分放棄又は制限に従うことを条件として登録される場合は、所有者の権利は、その権利の部分放棄又は制限によって制限される。</p> <p>第61条 「証明標章」</p> <p>(2)本法の規定は、附則2の規定に従うことを条件として、証明標章に適用される。</p>
14	許諾によりマークを使用するか。	必ずしも同じように扱われるわけではない。商標の使用権者の権利と、許諾により証明商標を使用する者の権利との間には一定の違いがある。たとえば、侵害された場合である。下の問15への回答を参照されたい。

海外質問票調査（証明商標）⑨シンガポール

	法定の実施権が規定されているか。	商標法には法定の実施権の定めはない。
15	許諾によりマークを使用する者が損害賠償訴訟を提起できるか。	そのようなことはできない。商標法附則2の paragraph 13に規定されているように、許諾により証明商標を使用する者は、侵害については限定された権利しか有さない。同 paragraph は、許諾により証明商標を使用する者に対しては商標法第44条（侵害訴訟手続における通常の商標の使用権者の権利に関する条文）の適用を認めてはいない。 附則2 paragraph 13 「侵害：許可を受けた使用者の権利」 13. 次の規定は、商標使用権者に関してと同様に、登録証明商標の許可を受けた使用者に関して適用される。 (a) 第27条 (5) (b) 第82条
16	権利者が提起した損害賠償訴訟において、許諾によりマークを使用する者の損害が勘案されるか。	勘案される。このことは、商標法附則2の paragraph 14に規定されている。 附則2 paragraph 14 14. 登録証明商標の所有者が提起した侵害訴訟手続において、許可を受けた使用者が被る又は被る虞のある損害は考慮されるものとし、裁判所は原告が当該使用者の代わりに金銭的救済の収益を保有する範囲まで、適切と認める指示を与えることができる。
17	通常使用権者と許諾によるマークを使用する者の権利との間に相違があるか。	相違はある。上の問15に対する回答の中でも述べたように、侵害訴訟手続に関する、許諾により証明商標を使用する者の権利は、通常の商標の使用権者のそれと比べてはるかに限定されたものである。 法定の権利とは別に、使用権者は、自身と商標権者との間のライセンス契約の個別の条件に従って、もっと広範な権利を享受することができる。
18	第三者の正当な使用に対する調整規定	第28条 侵害とならない行為 (1) 第27条に拘らず、次の場合は、登録商標の侵害にはならない。 (b) 自己が次を示すために標章を用いる場合、すなわち、 (i) 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地若しくはその他の性質、又は (ii) 商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、 附則2 paragraph 3(2) 原産地表示 (2) ただし、当該標章の所有者は、(特に、地名を使用する権利を有する者による) 工業又は商業上の事項における誠実な慣行に基づいて標章又は表示を使用することを禁じる権利を有さない。
19	商標権者自身の使用の可否	使用することはできる。ただし、商品または役務について証明するためだけである。証明を受けた種類の商品または役務の提供を含む事業に従事することはできない。 附則2 paragraph 4 標章所有者の事業の性質 4. 証明商標は、その所有者が証明された種類の商品又はサービスの供給に関わる事業を営んでいる場合は、登録されない。
20	商標権者の管理義務違反への制裁、取り消し事由	附則2 paragraph 15 登録取消の理由 15. 第22条に定める取消理由とは別に、証明商標の登録は、次の理由に取り消すことができる。 (a) 所有者が4.に記載したような事業の営業を開始したこと (b) 所有者が標章を使用する方法が、5.(1)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせたこと (c) 所有者が標章の使用を規制する規約を遵守しなかった若しくはその遵守を保証しなかったこと (d) 規約の補正がなされ、規約が、 (i) 6.(2)及び規則により課された更なる条件に合致しなくなったこと、若しくは (ii) 公序良俗若しくは道徳に反するようになったこと、又は (e) 所有者が、標章が登録される商品若しくはサービスを証明する能力がなくなったこと
21	許諾によるマークを使用する者の使用によって、登録商標の不使用取消を免れるか。	許諾によりマークを使用する者が証明商標を使用している場合には、マークの権利者が、当該証明商標によって当該商品または役務を証明しているということだと推定される。その場合には、「不使用」取消事由には該当しない。
22	出願料・登録料・更新料	証明商標の料金は、通常の商標の料金と同じである。 オンラインによる証明商標の登録出願料は、各区分につき341シンガポールドルである。窓口による証明商標の登録出願は、各区分につき374シンガポールドルである。 登録更新：オンライン更新は、各区分につき250シンガポールドル。窓口による更新は、各区分につき270シンガポールドル。 保護期間経過後の登録更新：オンライン更新は、各区分につき370シンガポールドル。窓口による更新は、各区分につき370シンガポールドルおよび該当する役所のサービス手数料。

(3) 証明商標のみならず、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、その商標制度（通常商標、団体商標、その他の商標）について記載ください。その旨が明示的に規定されている条文がある場合、条文番号および条文内容を教えてください。

回答：商標法附則2に規定された、証明商標に関する特別なルールを別にすれば、登録された証明商標は、通常の登録商標として保護される。このことは、商標法第61条(2)に明記されている。(第61条 証明商標 (2) 本法の規定は、附則2の規定に従うことを条件として、証明商標に適用される。)

1-2. 証明商標出願で取得する商品・役務の区分

(1) 貴国の証明商標（あるいは「認証・証明マーク」を保護し得る商標制度）の登録区分について、通常商標、団体商標との違いはあるでしょうか。違いがある場合は、証明商標の登録区分について、教えてください。

回答：違いはない

(2) 貴国において、証明商標の権利者は、その認証・証明マークが貼られて使用される商品・役務の全てを権利として取得し、保有するものであるか。

(3) 国際分類表（アルファベチカルリスト）の商品及び役務の区分第42類には、例えば「Quality control (品質管理)」、「Material testing (材料検査)」、「Evaluation of wool (Quality-) (羊毛の品質評価)」及び「Water analysis (水質分析)」等の表示がある。貴国の証明商標の権利者（認証機関等）は、第42類のこのような指定役務を、証明商標を付して使用する商品・役務とは別に保有するものであるか。

回答：通常の登録商標と同様、登録された証明商標の権利者は、その商標の登録において関連区分について指定されている商品または役務に関し、権利を保有する。

1-3. 「認証・証明マーク」の識別性の要件・考え方について

(1) 証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）の登録にあたっての「識別性」について、貴国ではどのように考えられていますか？証明商標の識別性の考え方は、通常商標のものと異なりますか？

(a) 周知性（例えば、セカンダリーミーニングの有無等）により識別性を認める。
(b) 特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。
(c) 上記(a)(b)の両方を考慮する。
(d) 上記(a)(b)に加え、(あるいは別個に) その他の要件として、識別性を生じさせるものとして考慮される要素がある。(具体的に記載してください。)

回答：「特定の出所（原産地）・品質等が保証されていることをもって、「識別性がある」と考える。すなわち、証明対象となる商品・役務を、証明がされていない商品・役務との関係で識別できると考える。」が事実と合致して正しい。

(2) 地名の文字（地理的表示）のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」を、証明商標（あるいは団体商標等の「認証・証明マーク」を保護し得る他の商標）として登録する場合、その識別性とはどのような考え方によるものでしょうか。




(a) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる文字標章は、本来は識別性を有しないものです。これを登録する場合の考え方は、上記(1)(b)のように、証明される商品・役務が、証明されていない商品・役務と識別されているというものでしょうか。もし別の考え方により識別性を認定しているのであれば、その内容を記載してください。

回答：地理的出所の表示のみからなるマークは、商標法第7条(1)(c)により、登録を拒絶される。同条文は、「登録の絶対的拒絶理由」について定めている。あらゆる商標の登録出願について適用される、商標の識別性に関する要件を満たすことができるならば、品質表示を表す文字のみからなるマークは登録可能である。

(b) 地名の文字のみ、又は品質表示のみからなる「認証・証明マーク」について、貴国における実例につき、登録例及び拒絶例（審決）を数例ずつ例示してください。

回答：上述のように、地名の文字のみからなる認証・証明マークは、登録を拒絶される。審査官の審査によって拒絶されたマークは、公開されない。

シンガポールの商標登録簿に登録されている、品質表示に関する認証・証明マークの実例を数例紹介する。

標章番号	標章 (Mark)	区分、商品/役務
T1202657H		<p>29：肉、魚、鶏肉、獣肉；肉エキス；保存、冷凍、乾燥および調理された果物ならびに野菜；ゼリー、ジャム；コンポート；卵；乳および乳製品；食用油脂；第29類に含まれるもの全て。</p> <p>30：コーヒー、茶、ココアおよび代用コーヒー；米；タピオカおよびサゴ；小麦粉および穀類調理食品；パン、パン菓子および糖菓；アイスクリーム；砂糖、蜂蜜、糖蜜；イースト、ベーキングパウダー；食塩；マスタード；酢、ソース（調味料）；香辛料；水菓；第30類に含まれるもの全て。</p> <p>31：穀類ならびに農業、園芸および林業生産物で他の類に含まれないもの；生鮮果物および野菜；種子；動物の飼料；モルト；第31類に含まれるもの全て。</p> <p>32：ミネラルウォーターおよび炭酸水、その他ノンアルコール飲料；果実飲料および果汁；シロップおよびその他の飲料原料；第32類に含まれるもの全て。</p>
T0609425G		<p>31：ぶどう、生鮮物。</p>
T0900425I		<p>35：小売サービス；卸売サービス；商業目的または宣伝目的の展示および見本市の組織；宣伝；競売；商品デモ；広告物の配布；サンプルの配布；ショーウィンドーの装飾；経営マネジメント；経営管理；上記サービスの全てに関係した経営上および商業上の情報の提供。</p> <p>36：金融サービス；銀行サービス；クレジットカードおよびチャージカード；デビットカードおよびディスカウントカードサービス；為替換算サービス；資金振替サービス；トラベラーズチェックの発行、認証および払戻し；前払式証券の発行；アンティーク、美術品、宝石類およびその他の貴重品の鑑定；保証プログラムサービス；上記サービスの全てに関係した情報の提供</p> <p>37：宝石類、時計および腕時計の修理。</p> <p>39：バス、自動車、タクシー、長距離バス、フェリー、ボート、鉄道および航空輸送サービス；旅客輸送；ツアーおよびクルーズの手配；旅客席の予約；自動車レンタル；運転代行；旅行者の添乗；花の配達；商品配達；貨物運送 [商品の輸送]；商品の梱包；輸送の予約；旅行の予約；観光 [ツーリズム]；上記サービスの全てに関係した情報の提供。</p>

		<p>40：商品のカスタム製造；洋裁；服の仕立て；製靴；写真フィルムの現像およびプリント；上記サービスの全てに関係した情報の提供。</p> <p>41：エンターテインメント、アミューズメントパーク、テーマパーク；映画サービス；クラブサービス [エンターテインメント]；ディスコサービス；興行サービス；健康クラブサービス；ライブパフォーマンスの上演；美術館施設の提供 [上演、展示]；美術館サービス；音楽ホール；ナイトクラブ；オーケストラサービス；大舞踏会の組織；コンサート、会議、セミナー、大会、シンポジウムの手配および運営；コンペティションの組織 [スポーツ、教育またはエンターテインメント]；文化、教育またはエンターテインメント目的の展示の組織；パーティーのプランニング [エンターテインメント]；写真撮影；カラオケサービスの提供；スポーツ施設の提供；リクリエーション施設の提供；チケット販売取次サービス [エンターテインメント]；動物園；ツーリズム関係の書籍および図書の出版（広告用の図書以外）；上記サービスの全てに関係した情報の提供。</p> <p>43：一時的宿泊施設のレンタル；一時的宿泊施設の予約；合宿所；合宿所の予約；ホリデーキャンプサービス [宿泊]；キャンプ場施設の提供；民宿；ホテル予約；ホテル；モーテル；会議室のレンタル；パーサーサービス；カフェ；カフェテリア；社員食堂；飲食物のケータリング；レストラン；セルフサービスのレストラン；スナックバー；上記サービスの全てに関係した情報の提供。</p> <p>44：鍼治療；アロマセラピーサービス；ビューティーサロン；ビューティーセラピーサービス；エステサービス；診療所；歯医者；美容院；ヘアサロン；発毛サロン；ヘルスケアサービス；ヘルススパサービス；病院；マニキュア；マッサージ；検眼サービス；サウナサービス；スリムサロンサービス；タトゥー；サウナ風呂；上記サービスの全てに関係した情報の提供。</p>
--	--	--

(3) 証明商標特有の識別性の考え方があある場合、審査官がそのことを判断するため定義・基準・例示等の特別な言及が審査基準等にありますがある場合、その内容を教えてください。また、証明商標特有の識別性の考え方に起因して拒絶理由通知を受けた場合、出願人が取る対応として、どのようなものがあるでしょうか。

回答：該当なし。

(4) 証明商標のみならず、通常商標、団体商標、その他の商標によっても、「認証・証明マーク」の保護が受けられる場合、登録におけるそれらの識別性の要件に違いがあるか。

回答：そのような違いはない。

1-4. 「認証・証明マーク」の識別性に関する裁判例について

上記1-3に関連して、貴国の商標に関する裁判例において、「認証・証明マーク」の識別性の観点から判断をした事例があれば教えてください。（判例1件につき最大800語程度）

回答：そのような事例はない。

2. 地理的表示を保護する商標制度以外の制度

貴国が、商標法による保護制度以外の地理的表示保護制度を有する場合、両者の保護制度の違い及び相互の保護制度に関する調整規定について、下記にご回答ください。

2-1. 地理的表示を保護する制度について

「認証・証明マーク」が、地理的表示である場合、商標制度以外に、どのような法制度により、保護を受けることが可能でしょうか。

(1) 貴国の地理的表示の保護制度を規定した法律及び保護対象産品は、下記の通りと理解していますが、その認識で正しいでしょうか。また、不足があれば補足ください。

表2. 商標制度以外の地理的表示保護制度

規定	対象産品
<p>地理的表示法（1998年）</p> <p>国会が2014年4月14日に地理的表示法を通過させ、これが施行されれば従前の1998年地理的表示法に取って代わるということに留意されたい。現時点では、新法はまだ施行されていない。</p>	<p>天然物、農産物、手工芸品、工業製品</p>

●保護対象産品によって保護が異なる場合、その対象産品ごとに区別してご回答ください。

例：(i) ワイン、(ii) スピリッツ、(iii) 農産品・水産物・食品、(iv) 手工芸品・工業製品、(v) その他

●保護対象についての明文の規定がない場合、その旨をご記入ください。

2-2. (地理的表示を保護する制度について) 保護制度の概要及び商標制度との違いについて

2-2-1. 上記の各保護制度の内容について、商標制度による保護と、その内容・保護対象等において何が違うのか。別添1の項目(1)～(12)について、内容の違いを対比して記載ください。

回答：別添1の表を参照。

2-2-2. 地理的表示を保護する制度と商標制度との使い分け

実務において、両制度の使い分けが考慮されている状況があれば、その状況について記載ください。

回答：商品または役務の地理的出所を表示した証明商標は、登録されると、商標として保護される。しかし、地理的表示法においては、地理的表示が保護されるためには、登録を要しない。したがって、証明商標（地理的表示に関するもの）の権利者は、保護を受けるためには商標法による必要があるのに対し、地理的表示（登録されていない）の権利者は、地理的表示法による保護を受けることができる。

2-3. (商標法による保護と、地理的表示を保護する制度について) 保護制度に関する相互の調整規定について

2-3-1. 商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）における、地理的表示を保護する他法との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

- (1) 審査時（登録要件）
- (2) 登録後（効力等）
- (3) その他

回答：地理的表示を商標として登録する場合、証明商標の一種として取り扱われることになる。商標法において、商標としての地理的表示の権利の効力と登録要件は、証明商標のそれと同一である。

附則2 パラグラフ3(1) 「原産地表示」

3. (1) 第7条(1)(c)に拘らず、商品又はサービスの原産地を指定するために取引で使用する標識又は表示で構成される証明標章は、登録することができる。

(2) ただし、当該標章の所有者は、(特に、地名を使用する権利を有する者による) 工業又は商業上の事項における誠実な慣行に基づいて標章又は表示を使用することを禁じる権利を有さない。

2-3-2. 地理的表示を保護する他法における、商標法（あるいは商標制度を規定している産業財産権法）との調整規定について、該当条文、条文内容を教えてください。

- (1) 審査時（登録要件）
- (2) 登録後（効力等）
- (3) その他

回答：現在、地理的表示法において、地理的表示の保護は、登録によることなく行われる。地理的表示法第12条は、同法による保護は、商標法または詐称通用（パッシングオフ）に関する法に基づく保護に対して影響を及ぼすものではないと明記している。

地理的表示法第12条「他の法律に基づく権利には影響がないこと」

12. 本法のいかなる規定も、商標法（法律集第332章）または詐称通用に関する法に基づく保護に対して影響を及ぼすものではない。

3. その他

(1) 証明商標の所有者は当該商標を使用しないことを前提としたうえで、証明商標の使用者を”authorized user”と、商標の通常使用権者”licensee”と、文言を使い分けるようになっていて、理解しています。上記を前提として、下記について、教えてください。

① 証明商標の権利者と使用者の一致及び不一致（権利者による使用を認めるか否か）について、貴国における考え方（背景・趣旨）の変遷について、教えてください。

回答：考え方は変化していない。証明商標の権利者は、当該マークによって証明されている商品または役務に関して当該マークを使用することはできない。

② 証明商標の使用者を”authorized user”として、商標の通常使用権者”licensee”と文言を使い分けている背景、趣旨の変遷について教えてください。

回答：商標の使用に関する使用権者の権利と義務は、通常、実施許諾者と使用権者との間のライセンス契約の中に明記される。しかし、許諾によりマークを使用する者による証明商標の使用については、許諾によりマークを使用する者（通常は、多数の許諾によりマークを使用する者のうちの1名である）が当該証明商標の使用を認められると、証明商標の権利者は、許諾によりマークを使用する者が商品と役務に対して証明商標を具体的にどのようなかたちで適用するかについて、コントロールや監督はほとんどできなくなる。

③ 貴国に現在の態様での証明商標制度が導入された契機・理由について教えてください。

回答：証明商標は、出所、材料、品質、商品の製造方法またはサービスの提供方法といった商品またはサービスの一定の特徴について、当該マークの権利者によって証明されている商品または役務を、証明されていない商品または役務から区別するために用いられる商標の一種であり、商標法において規定されている。シンガポールの商標法は、英国の商標法に厳密に倣って策定されている。

以上

別添 1

表 3. [シンガポール] 地理的表示保護制度と商標制度との相違

地理的表示保護制度		商標法/知的財産法 証明商標制度
(1) 保護対象となる物 (商品・サービス等)	自然もしくは農業の生産物、または手工業もしくは工業の生産物	あらゆる商品および役務（法律による制限はない）
(2) 保護対象となり得る名称 (どのような標章について保護され得るか、対象となる標章に限定があるか（例：地名のみからなる文字標章は保護され得るか）、一般名称の取り扱いに関する規定の有無及びその内容)	現在、地理的表示法においては、地理的表示が保護を受けるために、登録は不要である。 ある場所を出所とするものとして、商品を識別するために取引で用いられる表示である地理的表示は、以下の要件を満たす場合に、地理的表示法による保護を受けることができる。 (a) 当該場所が、（地理的表示の根拠となる）適格国、または適格国において適格な地域もしくは場所であること。「適格国」とは、WTOに加盟しているか、パリ条約に加盟しているか、または大臣によって適格国として指定されているその他の国または地域を指す。および、 (b) 商品の所与の品質、名声または他の特徴が、本質的に、当該土地に帰することのできるものであること。	証明商標は、「商標」の定義を満たさねばならず、かつ、商標法第2条(1)および第7条に基づく商標の識別性の要件も満たす必要がある。地名だけを表示した文字のみからなるマークは、登録することができない。
(3) 登録主体の要件（法人格の有無、個人・政府機関の可否、機関に対する公的機関・第三者機関による認証の要否等）	該当なし	証明商標の権利者は、自身が証明を行う対象となる商品または役務を提供する事業に従事してはならない。
(4) 主な登録要件（識別性の考え方（周知性がよいか、生産地との関係が必要か）	該当なし	証明商標に関する上の回答を参照されたい。
(5) 使用方法に関する規定・制限があるか（表示義務等）	地理的表示において表示されている土地を出所としない商品について、公衆がそれを商品の地理的産地と誤解するようなやり方で地理的表示を使用することは禁じられている。 パリ条約第10条の2にいう不正競争行為を構成するような地理的表示の使用も禁じられている。 ワインおよび蒸留酒に関する地理的表示については、さらなるレベルの保護がなされる。たとえばワインもしくは蒸留酒の真の産地が地理的表示とともに使用されている場合や、地理的表示が「類」「種類」「風」「模倣」またはこれに類似した語や表現を伴っている場合であっても、地理的表示において表示されている土地を産地としないワインまたは蒸留酒について地理的表示を使用することは禁止されている。	証明商標の使用に関する規約を定めるという規制要件、および、証明商標の権利者が、許諾によりマークを使用する者が使用に関する規約を遵守する（規約違反は、証明商標の取消事由となる）のを確保する必要があることについての、証明商標に関する上の回答を参照されたい。
(6) 品質管理に関する規定（品質管理規定の要否、規定の審査の有無、行政機関	なし	品質管理に関する規定はある。証明商標の使用に関する規約の要件についての上の回答を参照されたい。

による実施体制チェックの有無等)		
(7) 効力	地理的表示法第3条は、地理的表示によって識別された商品について利害関係を有する者は、同法により禁止された行為（上の回答(5)で説明した）を行う者に対し、訴訟を提起することができる。	証明商標は、登録されると、通常の商標と同一の効力を有する。
(8) 効力範囲（対象となる商品・サービス等の範囲、効力が及ばない範囲の規定等）	利害関係人は地理的表示法第3条に基づいて訴訟を提起する権利を有するが、それは以下については及ばない。 (a) 公共の政策または道徳に反する地理的表示の使用。 (b) 原産地の国もしくは地域において保護されていないもしくは保護されなくなった、または当該国もしくは地域において使用されなくなった地理的表示の使用。または、 (c) シンガポールにおいて商品または役務の一般名称となった商品または役務に関する地理的表示の使用。	証明商標が登録可能な対象となる商品または役務に限定はない。登録されると、証明商標は、通常の商標と同様に、登録において特定された商品または役務について適用される。
(9) 他者の不正使用に対する規制手段（行政機関による取締り、権利者による請求等）	利害関係人による他者に対する訴訟提起に関する地理的表示法第3条	商標法および許称通用に関するコモンローに基づく権利行使の措置
(10) 費用、保護期間等	該当なし	証明商標の料金は、通常の商標の料金と同じである。 オンラインによる証明商標の登録出願料は、各区分につき341シンガポールドルである。窓口による証明商標の登録出願は、各区分につき374シンガポールドルである。 登録更新：オンライン更新は、各区分につき250シンガポールドル。窓口による更新は、各区分につき270シンガポールドル。 保護期間経過後の登録更新：オンライン更新は、各区分につき370シンガポールドル。窓口による更新は、各区分につき370シンガポールドルおよび該当する役所のサービス手数料。
(11) 申請先	該当なし	シンガポール知的財産庁
(12) その他の特記すべき事項	なし	なし

以上

禁 無 断 転 載

平成28年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

商標の識別性に関する課題
（「認証・証明マークの保護」及び
「商標の定義」の観点から）についての
調査研究報告書

平成29年3月

請負先 一般財団法人 知的財産研究教育財団 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@fdn-ip.or.jp